(文部科学省)

		(人) 人。			
制度名		一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の退職金 事業に係る利子等の非課税措置			
税	目	所得税			
要	団法人	、特例民法法人である各都道府県が所管する私立学校退職金社団及び財 (以下、「都道府県私立学校退職金団体」という。)のうち、一般社 団法人に移行したものが受け取る所得税法第174条各号に定める利子			
望	等につ	いては、非課税措置とする。			
Ø					
内					
容		平年度の減収見込額 ▲83百万円 (制度自体の減収額) (— 百万円)			
新	(1) 政策	策目的			
設	人の福	府県私立学校退職金団体の加入者である、高等学校等を設置する学校法 利厚生水準を維持することにより、私立学校教職員の質を確保し、私立			
	学校の	教育研究活動の活性化を図る。			
拡	(2) 施	策の必要性			
充	現在	、特例民法法人である都道府県私立学校退職金団体が受け取る利子等には、非課税とされているところであるが、特例民法法人が一般社団・財			
又	団法人	は、非課税とされているところであるが、特例民法法人が一般社団・財に移行した場合には課税されることとなる。これまで、非課税であるこ提として、掛金や支給額等の制度設計を行ってきた退職資金交付事業の			
は	会貝負	担金の増額や、退職資金交付率の減率を余儀なくされることになるた 入者である学校法人の負担増等、学校法人の経営に多大な影響を与え、			
延		人の福利厚生水準を維持することが困難となる。			
長	法第 1	ため、一般社団・財団法人に移行した場合においても引き続き、所得税 74条各号に定める利子等を非課税とすることにより、私立学校退職金			
を	団体の ! 	安定した運営を図り、加入者の福利厚生水準を維持する必要がある。			
必					
要					
٤					
す					
る					
理					
由					

		政策体系における 政策目的の	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振
		位置付け	興
		政 策 の 達成目標	高等学校等を設置する学校法人の福利厚生水準を維持することにより、私立学校教職員の質を確保し、私立学校の教育研究活動の活性化を図る。
今	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
回 の		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
要望		政策目標の 達 成 状 況	特例民法法人として税制上の優遇を受ける都道府県私立学校 退職金団体からの退職資金交付事業により、私立学校教職員の 退職金等の福利厚生水準が維持され、私立学校教職員の質の確 保に寄与している。
関	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	都道府県私立学校退職金団体(47法人)のうち、一般社団・財団法人に移行することが見込まれる、または、移行済みの法人数:14法人
連ずる		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	現在、特例民法法人である都道府県私立学校退職金団体が受け取る利子等については非課税であることを前提として、掛金や支給額等の制度設計を行っていることから、一般社団・財団法人に移行した後も引き続き非課税とすることにより、これまでと同等の私立学校教職員の福利厚生水準の維持が見込まれる。
事項		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	

	要望の措置の 妥 当 性	都道府県私立学校退職金団体の退職資金交付事業は、維持会員となった学校法人からの掛金を財源として退職資金を運用・交付することにより、教職員の待遇の安定と向上に資し、学校法人の経営の安定及び私立学校の教育の充実及び振興を図るものであり、これらの団体の退職資金交付事業を税制面で支援することは政策目的に照らし妥当と考えられる。また、今回の税制要望は特例民法法人である現状で認められている利子等の非課税措置を、一般社団・財団法人に移行後も引き続き維持することを求めるものであり、手段としても必要最低限のものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	
に関連する事項	前回要望時からの達している。 はは場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		平成24年度税制改正において要望。 なお、平成23年度税制改正要望において、農林水産省・厚生労働省・経済産業省から、同様の退職資金交付事業を行う一般社団・財団法人(特定退職金共済団体)についての利子等の非課税措置を要望し、税制改正が認められているところ。